

国保で受けられる給付

届出にはマイナンバーカード等の本人確認書類および「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が必要です。



出産育児一時金

出産したとき
支給額：50万円

被保険者が出産したとき、「出産育児一時金」が支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば、流産・死産でも支給されます（「医師の証明書」が必要です）。
※産科医療補償制度未加入の分娩機関での出産の場合、支給額は48万8千円です。
※他の健康保険から出産育児一時金が支給される場合は、国保からの支給はありません。

【出産費用50万以下の場合に申請すると差額支給有】

- 申請に必要なもの
- 母子健康手帳
 - 出産費用(領収)明細書
 - 直接支払合意文書
 - 世帯主名義の通帳



高額療養費

医療費が高額になったとき
支給額：支払額－限度額

医療機関へ支払った医療費が限度額を超えたとき、「高額療養費」が支給されます。未申請の人には診療月の約3カ月以降に申請書を送付します。計算方法については、次ページ(P5からP6)で詳しく解説します。

- 申請に必要なもの
- 領収書
 - 印鑑
 - 世帯主名義の通帳



療養費

全額自己負担したとき
支給額：支払額の7割から8割

下記の場合に医療費を全額負担したとき、「療養費」が支給されます。

・急病などのやむを得ない理由で国保を使わずに治療を受けたとき / 社保等に資格喪失後受診分の医療費を返還したとき

- 申請に必要なもの
- 診療報酬明細書
 - 領収書
 - 世帯主名義の通帳

・コルセットや弱視用眼鏡など補装具を購入したとき（医師が治療上必要と認めた場合）

- 申請に必要なもの
- 医師の診断書や意見書
 - 領収書
 - 写真（靴型装具のみ）
 - 世帯主名義の通帳

・マッサージや、はり・きゅう・柔道整復師の施術を受けたとき（医師の同意が必要）

- 申請に必要なもの
- 施術料金領収明細書
 - 領収書
 - 医師の同意書（柔整の申請には不要）
 - 世帯主名義の通帳



葬祭費

亡くなったとき
支給額：2万円

被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った人に「葬祭費」が支給されます。

- 申請に必要なもの
- 葬祭を行った証明（葬儀領収書や会葬御礼など）
 - 喪主名義の通帳



限度額適用認定証

入院するとき
限度額までの支払いでOK

入院や外来診療より医療費が高額になることがわかっている場合、マイナ保険証を提示することで支払が限度額までになります。マイナ保険証をお持ちでない人は、限度額適用認定証の申請が必要です。

- 申請に必要なもの
- 対象者の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」



特定疾病療養受療証

人工透析が必要になった方などの自己負担限度額
1万円/月
※上位所得世帯の人は2万円/月

長期にわたって高額な医療費が必要として国が定めた疾病（①人工透析を必要とする慢性腎不全②血友病③血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症）に該当する人は「特定疾病療養受療証」の申請により医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

- 申請に必要なもの
- 疾病が確認できるもの（医師の意見書または国保加入前の健康保険の「特定疾病療養受療証」）



その他

他にこのような給付があります

- 海外療養費
海外旅行中のケガ等で受診した場合に審査で認められた医療費の7割から8割が支給されます。
- 高額介護合算療養費
1年間の医療費と介護保険の自己負担限度額が高額になった場合に限度額を超えた分が支給されます。対象者には3月頃に通知します。
- その他
輸血のための生血代の7割から8割や、医師の指示で緊急に転院したときの移送費用について、審査で認められた場合に支給されます。